

**久留米特別支援学校
基本計画検討委員会報告書**

平成28年2月
東京都教育委員会

はじめに

東京都教育委員会は、平成22年11月に「東京都特別支援教育推進計画 第三次実施計画」を策定しました。その中で、東京都立久留米特別支援学校については、病弱教育部門の在籍者数が減少傾向にあり、今後も大幅な増加が見込まれない状況にあることから、同校の教育機能を移転した上で、知的障害特別支援学校（高等部）として改編することとしています。

この計画の実現に向けて、東京都教育委員会は、関係学校長、保護者及び教育庁関係職員で構成する、久留米特別支援学校基本計画検討委員会を設置し、教育課程、施設・設備の整備等について検討を行いました。

本報告書は、その検討結果を取りまとめたものです。

平成28年2月

東京都教育庁都立学校教育部

目 次

第1章 基本的枠組

1	基本的枠組	1
2	目指す学校	1
3	教育目標	2
4	教育目標を達成するための基本方針	2

第2章 教育課程

1	教育課程編成の基本的な考え方	4
2	教育課程編成の基本方針	4
3	各教科等の指導の重点	5
4	生活指導及び進路指導の重点	7
5	作業学習の展開	9
6	週当たりの授業時間数(例)	11

第3章 地域に根ざした特別支援教育の充実

第4章 施設・設備の整備

1	施設・設備の整備の考え方	13
2	施設の概要	13
3	基本方針	13
4	施設の基本計画	13
5	施設一覧(例示)	14

参考資料	17
------	----

第1章 基本的枠組

1 基本的枠組

(1) 設置目的

東京都立久留米特別支援学校（以下「久留米特別支援学校」という。）については、病弱教育部門の在籍者数が減少傾向にあり、今後も大幅な増加が見込まれない状況にある。一方で、知的障害特別支援学校の在籍者は増加傾向にある。

こうした状況に適切に対応するため、久留米特別支援学校の教育機能を移転するとともに、同校を知的障害特別支援学校（高等部）として改編する。

(2) 設置場所

東京都東久留米市野火止二丁目1番11号

(3) 設置学部等

知的障害教育部門の高等部を設置する。

(4) 学校規模（想定）

33学級220人程度

(5) 通学区域

通学区域は、都立清瀬特別支援学校（知的障害特別支援学校小学部・中学部・高等部）の高等部、都立田無特別支援学校（知的障害特別支援学校高等部）及び近隣の都立特別支援学校の通学区域の一部とする。

なお、今後の児童・生徒数の動向を見ながら、関係する都立特別支援学校とも調整の上、通学区域を設定する。

(6) 設置予定日

平成32年4月1日

2 目指す学校

久留米特別支援学校は、昭和11年の開設以来、長年にわたり東京都における病弱教育の中核としての機能を担ってきた歴史と伝統を有する学校である。

本校は、古くからの武蔵野の面影を残しながら、雑木林や黒目川といった緑と水に囲まれた自然豊かな地域に位置している。また、近隣には、都立久留米西高等学校、都立東久留米総合高等学校といった都立高等学校のほか、東久留米市立の保育所や小学校、中学校、東京都東村山福祉園などが設置されている。

今回の改編により設置する知的障害教育部門においても、本校の有するこれまでの歴史と伝統に立脚した上で、豊かな自然や地域とのつながりを生かすとともに、地域の状況に即した学校としていく必要がある。

また、高等部設置校ということを踏まえて、生徒が社会に出る一步前の成長段階において、将来の自立と社会参加に必要な力を着実に習得し、豊かな生活を送ることができる学校とする必要がある。

こうした基本的な考え方の下、「東京都特別支援教育推進計 第三次実施計画」の基本理念に掲げた共生社会の実現に寄与するべく、本校は、次のような学校を目指していく。

- (1) 生徒一人一人の人権を尊重し、生徒が自分らしさを発揮することができる学校
- (2) 個々の障害の程度や特性等に応じた適切な指導・支援を充実し、将来の自立と社会参加に必要な力を伸ばす学校
- (3) 生徒の安全が確保され、安心して過ごすことのできる学校
- (4) 教職員が主体的・意欲的に働くとともに、生徒や保護者、地域と一体となって、生徒の能力を最大限に伸ばすことに全力で挑戦する学校
- (5) 説明責任を果たすとともに、特別支援教育のセンター的機能を発揮し、保護者や地域に開かれ、信頼される学校

3 教育目標

- (1) 青年期にふさわしい健康な体と豊かな心を育み、心身の健全な発達を図る。
- (2) 基本的な生活習慣を確立するとともに、自ら考え主体的に行動する力を育てる。
- (3) 社会生活に必要な基礎的な学力を身に付け、思いやりの心と規範意識を持った人間を育成する。
- (4) 他者との関わりを通じて、社会性や協調性、表現力を育み、社会の中で豊かに生活するための力を伸ばす。
- (5) 社会の一員として、働くために必要な知識や技能、態度、習慣を育てる。

<重度・重複学級の教育目標>

- (1) 健康な体を維持する力と豊かな心を育み、心身の健全な発達を図る。
- (2) 基本的な生活習慣を整えるとともに、自ら学ぶ意欲や態度を育てる。
- (3) 日常生活に必要な基礎的な学力を向上し、思いやりの心と規範意識を持った人間を育成する。
- (4) 他者との関わりを広げ、社会の中でよりよく生活するための力を伸ばす。
- (5) 社会の一員として、豊かな感性や表現力を育てる。

4 教育目標を達成するための基本方針

(1) 人権尊重の精神に根差した教育の徹底

- ア 生徒一人一人が、自己肯定感・自尊感情を持つとともに、互いの人格を尊重する心や態度を育むことができるよう、指導・支援の充実を図る。
- イ 人権に関する研修等を充実するとともに、生徒の人権に配慮した指導方法の改善に努め、人権尊重の精神を教職員に浸透させる。

(2) 高度な専門性に裏打ちされ、生徒一人一人の特性・個性に応じた指導・支援の充実

- ア 個々の生徒の障害の状態や健康状態等の実態を的確に把握するとともに、保護者との連携協力の下に作成した個別指導計画に基づいて、一人一人の課題に応じた指導・支援を充実する。
- イ 教員一人一人の有する授業や教材等に関するノウハウについて、授業研究や研修等を通じて共有化するとともに、外部専門家を積極的に活用し、教員の指導力・支援力の向上を図る。
- ウ 生徒の様々な障害に対する理解を深め、それぞれの障害特性に応じた指導・支援を推進する。
- エ ICT 機器の積極的な活用を図るとともに、教材・教具の開発を推進する。

(3) 将来の自立と社会参加を見据えたキャリア教育の推進

- ア 卒業後の就労や地域における生活への移行を見通して、個に応じたキャリア教育を推進する。
- イ 作業学習や産業現場等における実習等の充実を図り、円滑な一般就労や福祉就労に向けて、勤労観や職業観を育むとともに、就労に必要な知識や技能、態度を修得する。
- ウ 進路先の確保に向けた職場開拓に努めるとともに、関係機関と連携し、就労支援や生活支援に必要なネットワークを構築する。
- エ 進路説明会等の開催による積極的な情報提供を進め、保護者と連携した進路指導を推進する。

(4) 教職員、保護者、地域が一体となった教育活動の展開

- ア 学校公開や積極的な情報提供、学校運営連絡協議会の活用、地域との交流活動等を積極的に推進し、保護者や地域に開かれた学校づくりを推進する。
- イ 地域の小学校、中学校、高等学校や福祉施設等との間で、地域の資源を有効に活用した交流活動等を推進し、相互の連携を深める。
- ウ 特別支援教育コーディネーターの活用により、地域の教育委員会や学校と連携し、情報交換や巡回相談等を推進し、特別支援教育に係るセンター的機能を十分に発揮する。
- エ 医療や福祉等の関係機関と連携の下、「個別の教育支援計画」を作成・活用し、地域における適切な支援体制を構築する。

(5) 安全・安心な教育環境の整備

- ア 知的障害特別支援学校として必要な施設・設備を着実に整備するとともに、防犯・防災に係る訓練の充実等により、適切な危機管理体制を構築する。
- イ 地域の自治体、警察、消防、福祉施設、医療機関など、関係機関との連携を強化し、事故や災害等の発生時の対応に係る実効性を向上する。
- ウ 防災教育や防犯教育を推進し、生徒一人一人の防災意識、防犯意識をかん養する。

第2章 教育課程

1 教育課程編成の基本的な考え方

久留米特別支援学校の教育課程は、特別支援学校学習指導要領(平成21年3月告示)と東京都都立特別支援学校高等部教育課程編成基準・資料に基づき、都立清瀬特別支援学校及び都立田無特別支援学校の教育課程や東京都特別支援教育推進計画の理念を踏まえ、生徒一人一人の障害の程度や特性等に応じた教育課程を編成する。

具体的には、学年ごとに教育課程を実施することを基本とし、教科別の指導、領域別の指導、各教科等を合わせた指導をバランスよく実施するとともに、高等部卒業後の自立と社会参加を目指した職業教育、キャリア教育の充実を図る。

2 教育課程編成の基本方針

(1) 普通学級の教育課程の充実

普通学級では、1年次は学級を基本としながら、学習場面では学年等の異なる規模の学習集団でもより良い人間関係を築いていける基礎的な力を培う。

2年次から、教育課程の類型化(総合類型(仮称)、基礎類型(仮称))を行い、生徒一人一人の障害の状態や進路希望に応じた教育の充実を図る。

教育課程の実施に当たっては、各教科の指導を通して基礎的な学力の定着、伸長を図るとともに、「作業学習」の充実に努め、就労に必要な知識・技能・態度を培う。「作業学習」では、作業種目を類型に応じて設定し、産業現場等における実習と連携を図り、生徒一人一人のニーズに合った課題に取り組む。また、近隣の都立学校や地域の社会資源を有効に活用し、望ましい勤労観や職業観の育成、自己の適性の理解など将来の自立と社会参加の基礎を培う。

(2) 重度・重複学級の教育課程の充実

重度・重複学級では、日常生活の指導や生活単元学習等の指導を通して、基本的な生活習慣の確立を図るとともに、一人一人の能力の最大限の伸長を図り、地域の福祉施設等での自立と社会参加を目指す。また、中学部までの学習の積み重ねを生かし、生徒一人一人の課題を継続的に取り組んでいく。

(3) 教科指導の充実

小学部・中学部における学習の積み上げを基盤とするとともに、地域の中学校から進学してくる生徒の教科学習のニーズに応えることができるよう、3年間の指導の見通しをもって指導内容の精選と年間指導計画の作成を行い、日常生活や社会生活に生かすことのできる知識の確実な定着を図る。

(4) 各教科等を合わせた指導の充実

特別支援学校小学部・中学部における「日常生活の指導」や「生活単元学習」で培った知識・技能・態度等を高等部卒業後の「働く生活」に向けてより具体的・実地的な職業能力として高めることができるよう、「作業学習」を中心とした教育課程を編成し、実施する。そのため、総合類型(仮称)では、「日常生活の指導」と「生活単元学習」は実施せず、各教科等や作業学習に重点を置き

た教育課程を編成する。

「作業学習」の実施に当たっては、地域の特色を生かした作業種目の選択や作業内容の工夫に努めるとともに、作業工程の分析や補助具の工夫や開発を行い、生徒一人一人が主体的、自主的に学習できる環境の整備を推進する。

また、作業内容や製品の品質の向上等を図るために、外部の専門家を活用する。

(5) 自立活動の指導の充実

知的障害や自閉症の特性を踏まえ、「心理的な安定」や「コミュニケーション」に重点を置いた指導を行い、教育活動全般を通じて情緒の安定と学習態勢の確立を図る。また、障害が重複する生徒に対しては、外部専門家等を活用し自立活動の指導の充実を図る。

(6) 高等部における自閉症教育の充実

小学部、中学部の自閉症教育の実践を踏まえて自閉症の生徒に分かりやすい学習環境の整備を行う。例えば、作業学習では、作業する量や手順を明確に示した支援の仕組みを工夫することで、生徒が見通しをもって落ち着いて作業を継続できるよう配慮していく。

(7) 学校間交流の充実

生徒の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるため、近隣の中学校や都立高等学校との学校間交流の充実を図る。その際、これまでの交流の実績を踏まえ、交流先の教員等にアドバイザーとして参加してもらうなど、交流方法や内容等の工夫に努め、障害のある生徒の理解推進を図る。

3 各教科等の指導の重点

(1) 各教科

- ・「国語」では、「聞く・話す」、「読む」、「書く」の内容を中学部や中学校での学習を基礎として、社会生活を営む上でのコミュニケーション能力の育成に重点を置き、反復して指導する。重度・重複学級では、「数学」と合科として行う。
- ・「社会」では、1年次は基礎的な内容を取り扱い、2・3年次の基礎類型（仮称）と重度・重複学級は各教科等を合わせた指導として行う。指導内容は、集団生活と役割・責任、決まり、公共施設、社会的事象、我が国の地理・歴史及び外国の様子から生徒の実態に応じて精選して指導する。特に、選挙の仕組みや福祉制度など、生活に結び付いた法や制度を知り、自分の生活に役立てることができるように指導する。
- ・「数学」では、「数と計算」、「量と測定」、「図形・数量関係」及び「実務」について、中学部や中学校での学習を基礎として、生活において活用することを前提として適切な指導内容を精選して高等部3年間に系統的、発展的な指導ができるようにする。特に、「実務」については、金銭、時計、暦等の指導内容を実生活と関連付けて実践的な指導を行う。
- ・「理科」では、1年次は基礎的な内容を取り扱い、2・3年次の基礎類型（仮称）と重度・重複学級は各教科等を合わせた指導として行う。指導内容は、「人体」、「生物」、「事物や機械」及び「自然」の中から、生徒の実態に応じて精選して指導する。
- ・「音楽」では、「鑑賞」、「身体表現」、「器楽」、「歌唱」の学習内容を通じて、音楽に関する意欲を

深め、高等部卒業後の生活を明るく楽しいものにするよう指導する。鑑賞では、多様な音楽に触れられるようにし、日本の伝統・文化に関連して、邦楽の楽器等に親しむ内容も指導する。

- ・「美術」では、「表現」、「材料・用具」、「鑑賞」の学習内容において、中学部及び中学校の指導内容を踏まえ、指導内容を精選し主体的な造形活動が一層深められ、生涯にわたって自らが楽しめるように指導する。また、日本の伝統・文化に関連して、伝統工芸品に触れる内容も指導する。
- ・「保健体育」では、「いろいろな運動」、「きまり」、「保健」の学習内容を通して、生徒の運動能力の差を考慮して、障害者スポーツも取り入れ効果的に指導する。また、体験した運動やスポーツを卒業後も参加したり観戦したりすることで、余暇の活用に広がることに配慮する。
- ・「職業」では、「働くことの意義」、「道具・機械等の取扱いや安全・衛生」、「役割」、「職業に関する知識」、「産業現場等における実習」、「健康管理・余暇」及び「機械・情報機器」の指導内容から作業学習での指導内容と関連させて基礎的な内容を中心に指導する。高等部3年間の指導内容表を作成し、他の教科や領域及び産業現場等における実習と関連付けて計画的に実施する。
- ・「家庭」では、「家庭の役割」、「消費と余暇」、「道具・器具等の取扱いや安全・衛生」、「家庭生活に関する事項」及び「保育・家庭看護」の内容から、高等部卒業後の自立と社会参加を踏まえ、日常生活の中で生かせることに重点を置き、内容を精選して指導する。
- ・「外国語」では、英語で「会話」、「読む・書く」及び「語や句、文の意味」の内容から外国語（英語）を使おうとする意欲や日常生活の中で生かすことができる内容を精選して指導する。
- ・「情報」では、「情報やコンピュータ等の情報機器の役割」、「機器の操作」、「ソフトウェアの操作と活用」、「通信」及び「情報の取扱い」の内容から、機器の操作に関する内容だけでなく、情報の取扱いに関するきまり、マナーや必要な情報を取捨選択する能力の育成に関する指導も行う。

(2) 道徳

- ・中学部及び中学校の指導内容を基盤として、「自分自身」、「他の人との関わり」、「自然や崇高なものとの関わり」、「集団と社会との関わり」から、青年期の特性を考慮して健全な社会生活を営むために必要な内容を適切に指導する。

(3) 総合的な学習の時間

- ・自然体験、ボランティア活動等の社会体験活動や地域の図書館、公民館、他の学校等の社会教育施設を活用した体験活動を計画的に実施する。
- ・体験活動を行うに当たっては、安全確保、健康や衛生等の管理に配慮した指導を行う。

(4) 特別活動

- ・ホームルーム活動では、生徒の基礎的な集団として、個性の伸長を図るとともに、主体的に取り組む態度を育成するよう指導する。
- ・生徒会活動を通して、高等部の生徒が望ましい人間関係を形成し、集団の一員として協力して活動に参加できる力を育成する。
- ・宿泊を伴う学校行事については、望ましい人間関係を形成し集団への所属感や連帯感を深め、集団生活の在り方や公衆道徳について望ましい体験を積ませるため、1年次に移動教室、2年次に修学旅行を実施する。
- ・通常の避難訓練や一泊二日の宿泊防災訓練を実施し、生徒の防災意識を高め、協力して自己及び

他者の安全を守る態度を育成する。

(5) 自立活動

- ・「自立活動」の全体計画を作成し、生徒一人一人の障害の状態や発達の段階等の把握により課題を明らかにして、生徒が主体的に取り組める内容を指導する。特に、高等部卒業後の自立と社会参加を視野に入れ、コミュニケーション能力の育成を中心的に取り扱い、個に応じたコミュニケーション手段を活用できるようにする。
- ・「自立活動」の指導は、各教科及び領域と関連させて指導するとともに教育活動全般で取り扱うものとする。また、重度・重複学級では、「自立活動」の時間の指導を行う。

(6) 各教科等を合わせた指導

ア 日常生活の指導

- ・中学部及び中学校での指導内容を基礎に、生徒の日常生活がより充実し高まるように指導をする。そのため、日常生活の自然な流れに沿って实际的で必然性のある状況で指導を行う。
- ・卒業後の自立と社会参加を視野に入れ、挨拶、返事、報告や言葉遣いなどにより重点を置き、反復して指導を行う。

イ 生活単元学習

- ・地域の資源を活用した特色ある単元づくりに努め、将来の自立と社会参加を視野に入れた多様な経験ができるように計画する。

ウ 作業学習

- ・1年次では作業の基礎・基本を身に付けるため、物づくりを中心とした作業種目の期間を設定して数種類体験する。2年次からは、教育課程の類型化を生かした作業種目を設定し、年間を通じて同じ作業班で学習することで、作業の習熟を図り達成感を体験できるように工夫する。
- ・産業現場における実習での課題を作業学習の中で取り組めるように、作業学習での指導内容を見直すとともに、地域で作業学習を実施する機会を計画的に設定し、実際の場面での作業が取り組めるように工夫する。そのため、作業班は、学年を基本として編成する。

4 生活指導及び進路指導の重点

(1) 生活指導

- ・「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」を活用して地域の関係機関や地域住民と連携し、生徒の健全育成に取り組み、問題行動等の未然防止及び早期発見に努める。
- ・青年期特有の生活指導上の諸課題に対応するため、必要に応じて心理の専門家を活用する。
- ・情報端末等の適切な指導方法について、関係機関や保護者と連携し、適切な個人情報の取扱いを具体的に指導し、犯罪被害防止に努める。
- ・警察等の関係機関と連携しセーフティー教室を実施し、生徒の非行防止及び犯罪被害防止等の学習を行う。
- ・災害や事故の発生に備えて「ヘルプカード」の活用に関する指導を行い、発達段階に応じて危険を予測し回避する知識・技能の習得を図る。
- ・部活動・生徒会活動などを通じて、様々な人と関わりを持つことで理解推進を図り、生活指導面に

おける規範意識を育成する。

(2) 進路指導

- ・「進路相談」、「産業現場等における実習」、「作業学習」の三つを進路指導の柱として、進路指導担当教員と担任が保護者と連携して「個別移行支援計画」を作成し、生徒及び保護者の希望に基づく進路指導を行う。
- ・インターンシップ（短期就業体験）を1年次に1回、2年次に1回実施する。産業現場等における実習（現場実習）は、2年次及び3年次で実施する。本人と保護者の希望を基に高等部3年間における短期就業体験と現場実習を段階的、計画的に実施する。

5 作業学習の展開

障害の状態が様々な生徒が、卒業後地域において個に応じた自立と社会参加、社会貢献ができるように、作業種目を教育課程に応じて設定し、産業現場等における実習と連携を図り、生徒一人一人のニーズに合った課題に取り組む。また、近隣の都立学校や地域資源を有効に活用し、就労に必要な知識・技能・態度の育成を図る。

(1) 各学年の作業種目構成例

1年次は、普通学級と重度・重複学級ごとに作業種目を設定する。2、3年次は、類型ごとに作業種目を設定する。作業学習を計画するに当たっては、障害の程度が中・重度の生徒の障害特性を考慮し、作業環境の調整や工程分析を行うなど生徒が見通しをもって主体的に作業に取り組むことができるような工夫を実施する。

第1学年での作業学習

1年次は、働く意欲や態度、集団の中での役割や基礎的な技能を身に付けることに重点を置く。普通学級においては、生徒の作業種目への適性を把握するため、数種の作業種目をローテーションで体験できるように取り組む。

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ①清掃班…校内の清掃作業 | ④製造班…紙工・木工・革工・陶芸の製造 |
| ②洗濯班…校内でのクリーニングサービス | ⑤農園芸班…農園芸品の栽培・育成維持 |
| ③食品加工班…手作り食品の製造販売 | ⑥事務班…PC入力業務、印刷 |

第2・3学年での作業学習

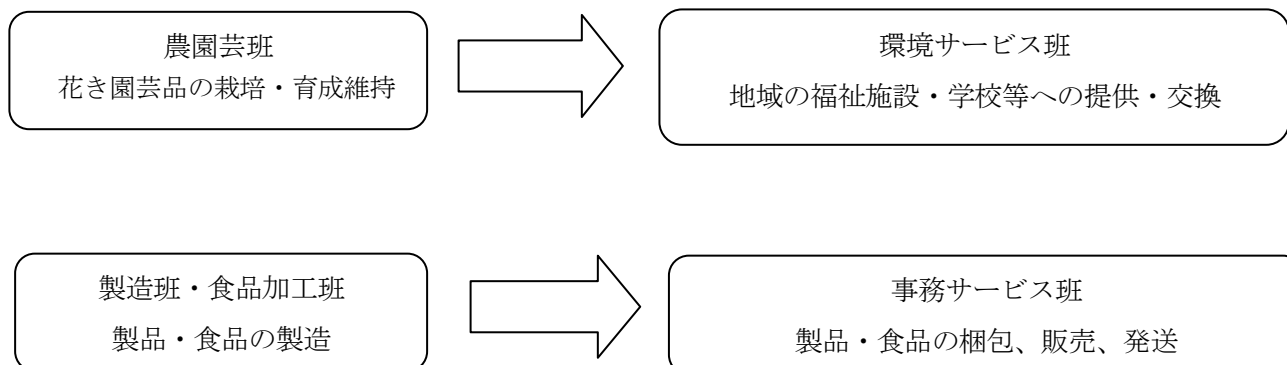
普通学級では、「製造部」「サービス部」を置き、それぞれの部で作業班を編成する。作業学習を通して、就労に必要な知識・技能・態度の育成を図る。

重度・重複学級は、製造部を中心に作業学習を行う。

製 造 部	<p>農園芸班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農園芸品（花き園芸品）の栽培・育成維持、堆肥作成 <p>製造班（木工）（紙工）（革工）（陶芸）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コースター、はがき、革細工、陶芸製品の製造 <p>食品加工班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼き菓子やゼリー等の製造 	<p>共通して取り組むもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃作業 ・事務軽作業
サ ー ビ ス 部	<p>環境サービス班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣の公園や公共施設での清掃、地域の学校や公共施設への環境植物の提供と交換 <p>事務サービス班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PC入力業務、印刷、書類整理（ファイリング、シュレッダー）、製造部の作成した製品・食品のこん包、販売、発送、行事等における来客対応 	

(2) 販売への流れを総合的に体験する作業学習の展開例

製造部で作成した物品を、サービス部が活用し、販売等を行う。



(3) 地域の資源を活用した作業学習の例

作業班名	主な内容
製造班	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等の学生の要望を聞き取った製品の開発（携帯ストラップ、メッセージカードなど） ・環境を生かした製品の開発（花き園芸品、腐葉土など）
環境サービス班	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の高等学校、小学校・中学校、郵便局等公共施設における清掃作業の実施 ・地域の福祉施設や公共施設における花き園芸品の提供・交換
事務サービス班	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の高等学校、小学校・中学校等からの仕事の受注（印刷物・ちらし、名刺など） ・地域の福祉施設や学校・大学等からの受注によるPC入力業務、印刷、書類整理（ファイリング、シュレッター）等の事務作業の実施 ・地域の福祉施設、学校・大学等の公共機関や地域の商店街での製造部の作成した雑貨・食品等の販売 ・学校HPや校内のスペースなどを使用して展示や販売

6 週当たりの授業時間数（例）

【普通学級：総合類型（仮称）】

	各教科											道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導			総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業	家庭	外国語	情報					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習	
1年	70	17.5	70	17.5	70	70	105	35	70	35			35	35		175	70	175	1050
2年	70	35	70	35	70	35	70	35	70	35	35		35	35				420	1050
3年	70	35	70	35	35	70	70	35	70	35	35		35	35				420	1050
合計	210	87.5	210	87.5	175	175	245	105	210	105	70		105	105		175	70	1015	3150

【普通学級：基礎類型（仮称）】

	各教科											道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導			総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業	家庭	外国語	情報					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習	
1年	70	17.5	70	17.5	70	70	105	35	70	35			35	35		175	70	175	1050
2年	70		70		70	35	70	35	70	35			35	35		175	70	280	1050
3年	70		70		35	70	70	35	70	35			35	35		175	70	280	1050
合計	210	17.5	210	17.5	175	175	245	105	210	105			105	105		525	210	735	3150

【重度・重複学級】

	各教科											道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導			総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業	家庭	外国語	情報					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習	
1年	175		国語と会科		70	70	105		70				35	35	70	175	70	175	1050
2年	210		国語と会科		70	70	70		70				35	35	70	175	70	175	1050
3年	210		国語と会科		70	70	70		70				35	35	70	175	70	175	1050
合計	595		国語と会科		210	210	245		210				105	105	210	525	210	525	3150

第3章 地域に根ざした特別支援教育の充実

生徒が学校を卒業した後、円滑に地域の一員として生活していくためには、生徒が地域とのつながりを認識するとともに、地域から理解されていることが重要である。

久留米特別支援学校においては、本校を取り巻く地域環境を踏まえて、学校周辺の豊かな自然環境や近隣の学校等との連携や結び付きを強め、生徒の地域での自立と社会参加の促進と特別支援教育に関する理解を浸透するため、学校経営の一環として地域に根ざした学校づくりを進めていく。

- (1) 生徒の作業学習や実習等において、地域の資源を有効に活用するとともに、地域の自治体や企業等と連携し、関連施設等を積極的に活用する。
- (2) 近隣の小学校、中学校、高等学校や福祉施設等との交流活動の充実を図る。
- (3) 学校行事の公開や、地区の行事への参加などを通じた地域交流を積極的に推進し、地域とのつながりに関する生徒の意識を向上するとともに、地域からの理解を促進する。
- (4) 体育施設等の施設開放や公開講座の実施等により、地域住民のスポーツ活動・文化活動の振興に寄与する。
- (5) 特別支援教育コーディネーターの活用により、地域の教育委員会や学校と連携し、情報交換や巡回相談等を推進し、特別支援教育に係るセンター的機能を十分に発揮する。(再掲)

第4章 施設・設備の整備

1 施設・設備の整備の考え方

久留米特別支援学校の施設・設備の整備については、第1章から第3章までに掲げる教育の実現に向け、生徒の安全・安心の確保、教育内容への適切な対応という観点を踏まえて、必要となる施設・設備を着実に整備する。

2 施設の概要

(1) 学校への交通

ア 西武池袋線 清瀬駅下車 徒歩15分

イ 西武バス 清瀬駅より武蔵小金井行、東久留米総合高校下車 徒歩2分

武蔵小金井駅より清瀬駅南口行、東久留米総合高校下車 徒歩2分

(2) 面積

敷地面積 44,349㎡

3 基本方針

現在、病弱教育部門としての久留米特別支援学校を知的障害教育部門の高等部単独校として再編することに伴い、現在の久留米特別支援学校の寄宿舎を改築し、新たに校舎棟を建築する。

また、現在の校舎棟は、知的障害教育に対応した施設とするため、必要な改修を行う。

4 施設の基本計画

施設の整備については、次にその一例を示す。

施設・設備の設計については、今後、基本設計において具体的に検討する。

5 施設一覧（例示）

分野	室名	室数	備考（標準など）
管理諸室	校長室	1	
	職員室	1	
	経営企画室	1	
	書庫	1	
	会議室	1	
	保健室	1	
	用務主事室	1	
	印刷・放送室	1	
	教材室	3	
	更衣室（教職員）	4	男2、女2
	休養室	2	男1、女1
	保護者控室	1	
	運転手控室	1	
	教材開発室	1	
	OA機器室	1	
	倉庫	1	
	進路指導室	1	
	教育相談室	1	
	行動観察室	1	
	理解推進室	1	
共用部門	食堂	1	
	厨房	1	休憩室含む
	倉庫	1	リサイクル用
	体育倉庫	1	
	開放用トイレ	2	男1、女1
	開放用倉庫	1	
普通教室	普通教室	42	
特別教室	音楽室	1	
	図工室	1	
	美術室	1	
	家庭科室（被服）	1	
	調理室	1	
	理科室	1	

分野	室名	室数	備考(標準など)
特別教室	図書室	1	
	視聴覚室	1	
	技術科室	1	
	陶芸室	1	
	社会科室	1	
	外国語室	1	
	パソコン室	1	
	実習室	2	作業学習等
特別活動	生徒会室	1	
	更衣室	4	
自立活動部門	多目的室	1	
	生活訓練室	1	
	言語訓練室	1	
	実習室	2	
体育部門	体育館	1	ステージ、附属室含む
	プール	1	機械室、附属室含む
計		102	

参 考 资 料

久留米特別支援学校基本計画検討委員会設置要項

(設置)

第1 久留米特別支援学校の基本計画について検討するため、東京都教育委員会に久留米特別支援学校基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、久留米特別支援学校の教育課程、施設設備及びその他検討を要することについて検討する。

(構成)

第3 委員会は、東京都教育庁（以下「教育庁」という。）関係者、東京都立特別支援学校（以下「学校」という。）関係者等のうちから、東京都教育委員会教育長が任命又は委嘱する者をもって構成する。

なお、教育庁関係者及び学校関係者の委員は、別紙委員名簿の職にある者をもって充てる。

(委員長等)

第4 委員会に委員長を置き、教育庁特別支援教育推進担当部長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰し、会務を総括する。

3 委員会に副委員長を置き、教育庁都立学校教育部特別支援学校改革推進担当課長の職にあるものをもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の時は、その職務を代理する。

(設置期間)

第5 委員会の設置期間は、設置された日から平成28年3月31日までとする。

(意見聴取)

第6 委員会は、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取することができる。

(会議及び会議記録)

第7 委員会の会議は原則として非公開とする。ただし、委員会の会議要旨と会議資料については、原則として公開するものとする。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、都立学校教育部特別支援教育課及び指導部特別支援教育指導課が担当する。

(その他)

第9 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、委員長が定める。

附 則

この要項は、平成27年6月8日から施行する。

久留米特別支援学校基本計画検討委員会 委員名簿

	氏 名	現 職	備 考
保護者代表	松尾美奈子	都立清瀬特別支援学校関係者	P T A会長
	齊藤与志子	都立田無特別支援学校関係者	P T A会長
学校関係者	土田 豊	都立清瀬特別支援学校長	
	小関 直樹	都立田無特別支援学校長	
	佐々木啓治	都立久留米特別支援学校長	
教 育 庁	松川 桂子	特別支援教育推進担当部長	(委員 長)
	星 政典	都立学校教育部特別支援教育課長	
	飯野 雄資	都立学校教育部特別支援学校改革推進担当課長	(副委員 長)
	鈴木 友幸	都立学校教育部学校経営指導担当課長	
	山口 則夫	都立学校教育部施設調整担当課長	
	伏見 明	指導部特別支援教育指導課長	
	市川 裕二	指導部主任指導主事 (就学相談担当)	
	緒方 直彦	指導部主任指導主事 (特別支援教育担当)	
	金子 猛	指導部特別支援教育指導課統括指導主事	
	島添 聡	指導部特別支援教育指導課統括指導主事	
	秋田 一樹	総務部企画担当課長	
	小島 貴弘	人事部人事計画課長	

(事務局)

教育庁	飯野 雄資	都立学校教育部特別支援学校改革推進担当課長	委員兼務
	小林 進	都立学校教育部特別支援教育課特任相談役	H27.8.15まで
	長谷川志保	都立学校教育部特別支援教育課課長代理 (特別支援教育企画担当)	
	船川 幸夫	都立学校教育部特別支援教育課統括課長代理 (施設係長)	
	古舘 秀樹	指導部特別支援教育指導課指導主事	
	畝本 美香	指導部特別支援教育指導課指導主事	

